

石川委員長 それでは、定刻になりましたので、これより「第75回障害者政策委員会」を開会いたします。

各委員におかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。本日の委員会は、15時まで時間を確保しております。

また、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ウェブ会議によって開催しております。

なお、取材及び一般傍聴については、本日はお断りし、動画中継を視聴していただくこととしております。

初めに、事務局より、委員の出欠状況について報告をお願いします。

立石参事官 内閣府事務局でございます。

本日は、門川委員、河井委員、熊谷委員、黒岩委員、柘植委員、辻委員、野澤委員、内布専門委員、市川専門委員、眞保専門委員及び曾根専門委員が所用により御欠席、また、北川委員が13時45分頃に御出席との連絡を受けております。

以上でございます。

石川委員長 それでは、本日の議事に入ります。御発言いただく際の意思表示方法ですが、挙手機能を使用していただき、委員長の指名を受けてから御発言いただくようお願いいたします。

また、御発言の際には、最初に御名前を名乗っていただき、結論を述べた後、その理由または説明をしていただくようお願いいたします。

また、本日も発言される方におかれては、カメラをオンにした上で御所属とお名前をおっしゃっていただき、できるだけマイクを近づけた上でゆっくり分かりやすく御発言いただくようお願いいたします。

各省においても同様に、発言される際にはカメラをオンにした上で、御所属と御名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、本日の議題及び資料について、事務局より説明をお願いいたします。

立石参事官 内閣府事務局でございます。

本日は、第5次障害者基本計画（案）について御審議いただきたいと考えております。資料としましては、第5次障害者基本計画（案）に係る資料としまして、資料1から資料3まで御用意しております。

冒頭、事務局より、前回頂いた御意見等を踏まえ、委員長と御相談して修正させていただきました計画案について、御説明、御報告をさせていただきます。その後、御質問等がございましたら、頂ければと思います。

以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から説明があったように、前回までの議論で御提案のあった修正について、それ

を各省で極力反映すべく御検討いただいた修正案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

立石参事官 それでは、資料の御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。また、資料2は新旧対照表となっておりますので、適宜御参照ください。

前回の委員会から修正した部分につきまして、委員の御指摘を踏まえて修正したもの、また、文言の統一や適正化等の観点から事務的な修正も行っておりますので、御説明をさせていただきます。

では、本文の3ページでございます。こちらは「はじめに」の中の本基本計画を通じて実現を目指すべき社会についての修正でございます。

2つ目の項目、前回の案では「障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながる強い社会」としておりましたところ、御意見として、強い社会でなければいけないのか違和感がある、「しなやかで豊かな社会」としてはどうかとの御指摘を踏まえ、委員長とも御相談させていただき「障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会」と修正をさせていただいております。

続けて、8ページ、9ページを御覧ください。こちらは事務的な修正でございます。

前回の委員会におきまして「4.各分野に共通する横断的視点」の中の(2)の「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」との表題につきまして「共生社会の実現に資する取組の推進」との修正が図られました。これを踏まえ、当該部分を引いて記載をしておりましたこちらの文章につきましても、その変更をさせていただいているというものでございます。

読み上げさせていただきます。

本基本計画においても引き続き横断的視点において「共生社会の実現に資する取組の推進」の一つとして社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を掲げ、具体的施策にも反映するとともに、  
と修正をさせていただいております。

10ページをお開きいただければと思います。「基本的な考え方」の「4.各分野に共通する横断的視点」「(1)条約の理念の尊重及び整合性の確保」のところの2段落目のところでございます。

前回「おわりに」のところの記載についての御意見としてでございますが、障害者施策の検討及び評価に当たっての記載について「障害者が意思決定過程に参画し」とあるが、施策の決定過程に参画するという意味ではないかと思うが、どういう趣旨での記載かとの御質問・御指摘があったところでございます。

他の用例なども確認いたしますと、行政の政策、施策、方針などに関連することについては「政策決定過程」、また、政策にかかわらず広く意思決定に関わることについては「意思決定過程」との用例がございましたので、こちらでもそれを踏襲いたしまして表記を修正させていただき、施策の検討、決定、評価などに関わることにつきましては「政策決定

過程」と修正をさせていただければと思っております。

その観点から、2段落目のところの4行目の部分でございます。「障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画することとし」と修正を行わせていただきます。

また、その次の部分の続く文章でございます。「障害者の視点を施策に反映させる」というもともとの書き方になっておりましたところ、御意見といたしまして「視点」と「障害者の意見」を反映させるという書き方が混在しているために、その書き方について「障害者の意見を施策に反映させる」と統一を図るべきとの御指摘を踏まえ、そのような修正を行わせていただいております。

続きまして、14ページでございます。こちらにつきましても、事務的な修正でございます。

「(6)PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」のところの3行目でございます。ここで「障害者権利条約第31条」としておりましたところ、障害者権利条約につきましては、前のページで「条約」という略称にしてございますので、こちらにつきましても「条約第31条」という書き方に修正をさせていただいたものでございます。

15ページでございます。15ページの「実施(Do)」でございます。こちらは修正ではございませんが、前回の御意見といたしまして、こちらの2段落目のところに載っている様々な施策、この中に子供の施策について、教育分野がないので追記してはどうかという御意見を頂いたところでございます。

その際、事務局より、こども・子育て関係施策の中に含まれているかどうかを確認する旨、お答えしていたところでございますが、文部科学省より、教育についてもこども・子育て関係施策に含まれる旨の回答がございましたので、今回、御報告をさせていただきます。

「評価(Check)」のところでございます。こちら先ほどと同様でございます。「意思決定過程」と書いている部分につきましては、ここの文章が障害者施策の評価に当たっての記載でございますので「政策決定過程」と整理をさせていただいております。また「障害者の視点」につきましては「障害者の意見」という形で修正を行わせていただいております。

18ページを御覧ください。ここから各論に入っております。

「1.差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」の「(1)権利擁護の推進、虐待の防止」についての3つ目の でございます。こちらは前回の委員会で複数御意見を頂きました異性介助についての項目でございます。

ここで「本人の意思に反した異性介助が繰り返し行われることがないように」と前回の案ではされていたところにつきまして、御意見として、たとえ一度限りでも影響が深刻であることを踏まえ「繰り返し」という言葉は削除すべきという御指摘を踏まえまして、厚生労働省におきまして御検討いただき、この「繰り返し」の文言を削除する修正を入れさせ

ていただきました。

また、この項目については、併せて医療施設についても追記してほしいとの御意見も頂いていたところでございます。その点につきまして、厚生労働省におきまして、既に記載のある障害福祉サービスには医療機関においての障害福祉サービスも含まれており、御指摘の趣旨も包含しているとの回答を頂いておりますので、御報告をさせていただきます。

同じページの4つ目の の1行目のところでございます。こちらは事務的な表現の統一でございます。意思決定支援の後ろのところに括弧書きをつけます。「（意思を形成する支援）」に加えて「（表明する段階の支援を含む。）」という形で追記をさせていただきます。

また、同じ項目におきまして、前回「相談支援専門員やサービス管理責任者等」としていた部分について、委員会での御議論を踏まえ、相談支援専門員、サービス管理責任者に加えて「児童発達支援管理責任者」を追記する修正を行ってありましたところ、それに伴い「等」の文字が消えてしまっておりました。そのことに関し、「等」には訪問系サービスのサービス管理責任者や高齢障害者サービスの管理責任者も含めるべきと考えることから、「等」という言葉は残すべきとの御指摘を頂いたところでございます。それを踏まえ、また「等」を記載するというにさせていただきますというものでございます。

19ページを御覧ください。3つ目の でございます。こちら意思決定支援についての表現ぶりの事務的な統一でございます。ここで「自ら意思を決定すること」の後ろに括弧書きをつけて「（意思を形成及び表明する段階を含む。）」というような形で表現ぶりを統一させていただいたというものでございます。

また、同じ項目の「等」につきましては、先ほど御説明した件と同様の理由でございます。相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に加えて、ほかのサービス管理責任者もいるという趣旨での「等」の追記となっております。

22ページを御覧ください。「2．安全・安心な生活環境の整備」でございます。

【基本的な考え方】の部分でございます。元の案文では「障害当事者等の意見を丁寧に伺った上で」としておりましたところ、ここだけ敬体の表現になっており、他とのバランスをとったほうがよいのではないかと御指摘を踏まえ「障害当事者等の意見を踏まえ」と修正をさせていただきます。

「（1）住宅の確保」の4つ目の でございます。こちら事務的な修正でございますが、6行目のところでございます。地域の一員として安心して暮らせるようにする関係者による協議の場につきまして、関係者の例示として「当事者・家族・保健・医療・福祉・教育」が挙げられていますが、例示以外の関係者もいるという趣旨で「等」の追記をさせていただきます。

28ページを御覧ください。こちらは「3．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」に関して「（1）情報通信における情報アクセシビリティの向上」の項目でございます。

28ページの2つ目の の後段の部分、「また」以下についての記載でございます。ここではデジタル推進委員の取組についての記載でございますが、元の案では「デジタルに不慣れな方に対するサポート」とされていたところを「デジタル機器・サービスに不慣れな方」としてはどうかとの御指摘を踏まえ、そのような修正を行わせていただいております。

29ページでございます。「(3)意思疎通支援の充実」の1つ目の でございます。こちらは修文ではなく、前回の御質問に対しまして担当省庁から回答の登録がありましたので、御説明、御報告をさせていただきます。

こちらの項目中「点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行う」との記載がございしますが、前回、委員より、この中には権利条約の意思疎通の定義にある拡大文字や利用しやすいマルチメディアは含まれるのかとの御質問を頂いておりましたところ、厚生労働省より、御指摘の点については、意思疎通の支援方法を制限するものではなく、拡大文字や利用しやすいマルチメディアも含まれるとの御回答がなされておりますので、御報告いたします。

次に、39ページをお開きください。「6.保健・医療の推進」「(1)精神保健・医療の適切な提供等」の項目でございます。

39ページの5つ目の でございます。こちらにつきましては、先ほど御説明したものの再掲でございますけれども、関係者による協議の場について、ここに挙げられている例示以外の関係者もいるという趣旨での「等」の追記でございます。

同じページの8つ目の 、一番下の でございます。こちらは精神科病院における非自発的入院の在り方や身体拘束などに関する検討についての項目であります。前回の委員会におきまして、もともとの案の「課題の整理を進め、将来的な見直しについて検討を行う」という記載について、「将来的に」と書くともあまりにも遠い話となるので「必要な見直しを行う」と修正すべきとの御指摘を踏まえ、そのように修正させていただいております。

続けて、40ページ「(2)保健・医療の充実等」の項目でございます。

3つ目の でございます。こちらは国立障害者リハビリテーションセンターに関する記述でございます。こちらの3行目の「また」以下のところでございます。ここで「リハビリテーション手法の開発」のところに「発達支援及び」という文言を加えてはどうかという御指摘があったことを踏まえ、その旨の修正をさせていただいております。

43ページを御覧ください。「7.自立した生活の支援・意思決定支援の推進」の「(1)意思決定支援の推進」の1つ目の でございます。こちらは先ほど御説明したものの再掲というところでございます。

また、45ページ「(3)地域移行支援、在宅サービス等の充実」、こちらの5つ目の 、一番下の を御覧ください。こちらは地域生活支援拠点等についての記載につきまして、前回追記させていただきました入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへ生活の場を移行しやすくする支援につきまして、前回追記させていただいた冒頭部分ではなくて、後段の「また、地域生活支援拠点については」のところに追記するほうが適

切ではないかとの御意見がございました。これを踏まえまして「地域生活支援拠点等については、緊急時の受け入れ対応とともに、体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援などの役割を担う」と修正をさせていただいたものでございます。

その次の でございます。「入所者の意思決定の支援に配慮を行い」と記載されていた部分でございます。こちらにつきまして「配慮」は取ったほうがよいのではないかという御指摘を踏まえまして「入所者の意思決定の支援を行いながら」と修正させていただいております。

さらに、その2つ下の につきましては、先ほどと同様、再掲の項目でございますが、協議の場の関係者の例示につきまして「等」を加えるという修正でございます。

47ページ「(4) 障害のあるこどもに対する支援の充実」でございます。

47ページの3つ目の でございます。こちらは児童発達支援センターと障害児入所施設について記載がなされていた項目でございますが、前回の御意見で、障害児入所施設については分けて立てて、障害児入所施設においても同様に専門的機能の強化を図り、特に最近では多い虐待を受けた障害児等の対応を含めて、より家庭的な環境で支援を行う環境の整備を図る必要があるということも加えるべきではないかという御指摘を頂きました。

また、障害児入所施設は虐待の疑いのある子供が多く入所している実態があり、そこに障害の重度化・重複化や、社会的擁護の必要な子供のケア等、多様化を踏まえ「社会的擁護の必要なこどものケア」と入れてはどうかという御指摘も頂いたところでございます。

これらを踏まえ「また」という形で、障害児入所施設について分けて書く形とさせていただきますと

また、障害児入所施設についても、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応するため、専門的機能の強化を図った上で、より家庭的な環境の整備等、必要な体制整備を図る。なお、これらの機関が、相互に連携しながら支援体制を構築することを推進する。

と修正させていただいております。

同じページ「(5) 障害福祉サービスの質の向上等」の2つ目の 、こちらにつきましても事務的な修正でございまして、障害者権利条約につきまして、略称として「条約」とする修正を入れさせていただいております。

48ページの1つ目の につきましても、先ほど御説明したことの再掲の項目でございます。

49ページ「(6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等」の項目でございます。

49ページの1つ目の 、日常生活用具の給付・貸与についての項目でございます。元の案で「日常生活用具の給付・貸与については、市町村の実施状況について情報収集を行い、品目や対象者、基準額などの見直しに資する効果的な取組について検討のうえ、市町村に

発信する」となっておりましたところ、前回の御意見では、何を発信するのが不明瞭となるので「検討の成果を発信することにより」とすべきとの御意見を踏まえ、御指摘のとおり修正を行っております。

54ページを御覧ください。「8．教育の振興」「(3)高等教育における障害学生支援の推進」の6つ目の でございます。こちらは大学入学共通テストにおける受験者への配慮についての項目でございます。こちらの「障害のある受験者の配慮」となっていた部分につきまして「障害等」という記載としてはどうかとの指摘を踏まえ、大学入学共通テストにおいて一人一人のニーズに応じた配慮がなされているということを踏まえ「障害等」と修正させていただいているというところでございます。

64ページ「11．国際社会での協力・連携の推進」の「(2)国際的枠組みとの連携の推進」の3つ目の でございます。こちらは前回【P】とさせていただいていたところでございます。年次につきまして更新がなされました。

読み上げさせていただきますと、

令和5(2023)年から10年間の「アジア太平洋障害者の十年」について、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)事務局や他加盟国と十分に連携しながら、域内の障害分野における国際協力を積極的に取り組む。

とさせていただいております。

66ページを御覧ください。「おわりに」のところでございます。

2段落目の冒頭でございます。こちらの「新型コロナウイルス感染症の感染拡大など」というところで、非常時における障害者の影響やニーズについて記載している部分でございます。ここに災害発生時についても文言を追記したらどうか、さきの震災でも災害発生時の障害のある方の死亡率には高いものがあるという御意見を頂いたところでございます。これを踏まえ「加えて、災害発生時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など」とさせていただいております。

また、同じ段落の後ろの部分でございます。「障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、『社会モデル』の理解促進に継続して取り組み」とさせていただいていた部分でございます。

ここで、人権モデルについて、これまで委員会において御議論があったところでございます。第70回の委員会では、委員長より、人権モデルについては、障害学等においていろいろと議論がある状態といったことが御紹介されておりました。

また、障害者基本法においては、障害者の定義等において社会モデルの考え方を採用し、また、その目的規定においては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、施策を総合的・計画的に推進する旨の記載がなされておりました。障害者の人権について、こ

ちらもしっかりと規定されているというところでございます。

これらのこれまでのこの政策委員会での御議論や、我が国の法制度などの状況も踏まえまして、委員長とも御相談し、次のように追記をさせていただいております。

障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障害の「社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方や原則への理解促進に継続して取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要である。

という記載ぶりとさせていただいたところでございます。

また、さらに、3段落目の後段のところでございます。こちらは障害者権利委員会の総括所見についての記載でございます。障害者権利委員会の総括所見を受けての障害者政策委員会での対応につきましても、御指摘が複数出ていたところでございます。これらを踏まえ、委員長とも御相談し、次のように追記させていただいております。

また、障害者政策委員会においても、必要に応じ、各府省における検討や対応を踏まえながら、本基本計画の実施状況の把握等を通じ、勧告等への対応について監視を行っていく。

としてございます。

また、さらに、同じ段落の最後の方でございます。こちらの意思決定過程の書きぶりにつきましては、先ほど御説明を申し上げましたとおり、障害者施策の検討及び評価に当たっての記載ということで、「意思決定過程」ではなく「政策決定過程に参画し」とさせていただくとともに、最後の「障害者の視点」というところを「障害者の意見」と修正させていただいたところでございます。

資料1につきましては、修正点は以上でございます。

続きまして、資料3の関連成果目標案を御覧ください。

こちらについては、前回、委員からの御意見は特段ございませんでしたので、御意見を踏まえた修正はございません。

1点、事務的な修正でございます。そちらの確認でございますが、32ページでございます。目標分野「障害者雇用の促進」の「公共職業安定所における職業紹介の状況」のところ、目標値といたしまして、この部分のみ「621,904件」という形で一の位まで数字を書き込んでおりましたが、他との平仄ということで、ほかの目標値が基本的には万の単位で入れているということもございまして「62.2万人」というような形に書きぶりを変えさせていただいたという点のみでございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

本日の委員会におきまして、第5次障害者基本計画（案）を取りまとめたいと考えております。前回からの本文案の修正等につきまして、説明がありました。修正箇所について最終確認を行いたいと思います。御異議があれば、発言をお願いしたいと思います。併せまして、本文案に反映されなかった御提案についても、もしもさらに質問等がございまし

たら、お受けしたいと思います。

以上2点に関して御発言を求めたいと思います。発言を希望される委員は、挙手ボタンで意思表示をお願いいたします。

竹下委員、お願いします。

竹下委員 竹下です。

墨字で49ページののところ、7 - ( 6 ) - 2の日常生活用具ですが、この内容でいいと思いますけれども、ここに今度「検討の成果を発信する」と入れたことで何か明確になったかということ、あまり明確になったとまでは思わないのですが、この成果として何を指すかをお願いしておきたいのは、これまでの委員会でも発言があったように、ガイドラインを示すのか、あるいは日常生活用具の要件、ないしは基準をより明確にする策を講ずるのか、そういう不合理な地域格差が生じないような、より適切な成果物をつくっていただくことをお願いして私の発言を終わります。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

竹下委員、念のための発言ということでよろしいですね。

竹下委員 はい。

石川委員長 では、米山委員、お願いします。

米山委員 全国児童発達支援協議会の米山です。

障害のある子供の支援について、前回の修正などもたくさん盛り込んでいただいて、ありがとうございます。

私からは3点ございます。

1点目は、先ほど説明いただいた資料のページが若干異なるかも分かりません。私の方の印刷では18ページで「( 1 ) 権利擁護の推進、虐待の防止」の項目の1つ目の なのですが、前回もお話したのですが、障害者虐待防止法等の中に、児童虐待防止法、児童福祉法、高齢者虐待防止法が入っております。その「等」ということで入れていただいているのですけれども、その「等」の意味を、子供の場合には児童虐待防止法と改正児童福祉法も入っておりますし、高齢者虐待防止法もあるというのを注釈に入れていただいたほうがより分かりやすいと思うので、もしできましたら、注釈に入れていただきたいと思います。それが1点です。

2点目は「( 2 ) 保健・医療の充実等」で、私の方では40ページになります。前回、ハビリテーションとリハビリテーションの課題があったと思うのですが、1つは、前にもちょっと御説明しましたが、日本の中で考えると、ハビリテーションというのがなかなかなじまないところもありまして、今回「発達支援」という言葉で入れていただきました。ありがとうございます。

それに関して国連の第26条の項目のところで「ハビリテーション」という言葉が残っていますので、もし可能であれば、ハビリテーションに関しては、WHOのICD-11の日本語版が

もうすぐできるようになっていますが、知的発達障害も含めて、そういう発達支援ということになっていきますので、そういう意味で、日本ではハビリテーションを「発達支援」と解釈しているという注釈を入れてみたらどうかという点です。

それと「(2) 保健・医療の充実等」の3つ目の のところ、国立障害者リハビリテーションセンターだと、まだ十分に児童分野の研究・開発に取り組まれていない部分もありますので、一番最後の行になります。「発達支援及びリハビリテーション手法の開発や、試行的サービスを」の次に「それに関連する医療を研究・福祉機関と連携して提供し、その情報発信を行う」と入れてみたらいかがでしょうか。

以上になります。

石川委員長 ありがとうございます。

3点目については、前回までに頂いた御意見で反映できなかった点についての確認というよりは、新しい御提案と判断させていただいてよろしいでしょうか。

米山委員 そうです。

石川委員長 恐縮ですが、先ほども申しましたように、本日の会議において採択したいと考えておりました、担当所管庁として即断できる場合は対応可能かもしれませんが、そうでない場合は、申し訳ないのですけれども、御提案について検討する時間がございませんので、2点目と3点目については併せて厚生労働省から、1点目は内閣府事務局でいいですか。どちらになりますか。

では、まず1点目は、事務局の方からお願いします。

立石参事官 事務局でございます。

ページにして18ページ、(1)の1つ目の の「障害者虐待防止法等」のところの「等」に様々な法律が含まれていることを注釈に入れてほしいという御意見であったと存じます。以前にも御意見いただいた際に、担当省庁の方に確認いたしまして、先生の御指摘の趣旨については困難であると聞いたものでございます。大変恐縮でございますが、前回の御意見では重ねてございませんでしたので、こちらにつきましては、取りまとめに向けての御協力を賜れば、大変ありがたいなと思っております。

以上でございます。

石川委員長 続いて、厚生労働省、お願いします。

厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部施設管理室 中郡係長) 障害部施設管理室の中郡と申します。よろしく願いいたします。

御意見いただきましたハビリテーションの記述の注釈というところなのですが、今回もできる限り御意見を反映させるような形でセンター内でも検討しまして、この記述で登録させていただきましたので、できれば今回はこのような形で、注釈については、再検討するのなかなか難しいところがありますので、何とぞ御理解いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

米山委員、御理解のほどをお願いしたいと思います。

米山委員 承知しました。ありがとうございます。

石川委員長 では、佐保委員、お願いします。

佐保委員 ありがとうございます。連合の佐保でございます。

基本計画につきまして、修正意見を反映していただきまして感謝申し上げます。

今回追記いただいた箇所の中で、1点だけ意見を申し上げたいと思っております。

54ページの下から3つ目の でございます。「大学入学共通テストにおいて」から始まる文章でございますが、今回「障害等のある受験者の配慮について」ということで「等」が入ったこと自体については、全く異論はございません。

その上で、その後の「障害者一人一人のニーズに応じて」という部分ですが、「障害等」ということで幅を持たせたのであれば、この部分は「障害者一人一人の」というよりは「一人一人のニーズに応じて」とすることでバランスがとれるのではないかと考えました。

なお、取扱いにつきましては、石川委員長及び事務局の方にお任せしたいと思います。よろしくをお願いします。

石川委員長 事務局、いかがでしょうか。文意的には「障害者」を取っても誤読の可能性はないかと思いますが、どうでしょう。

立石参事官 事務局でございます。

本日は文科省にもいらしていただいておりますので、文科省様、いかがでしょうか。

文部科学省(初等中等教育局特別支援教育課 宇野課長補佐) ありがとうございます。文部科学省特別支援教育課の課長補佐の宇野でございます。

御指摘いただき、ありがとうございます。「障害者」という文言を削除するという御提案、そのとおりに修正させていただければと思います。ありがとうございます。

石川委員長 文部科学省、ありがとうございます。

それでは、続きまして、三浦委員、お願いします。

三浦委員長代理 御指名ありがとうございます。全国身障協の三浦です。

資料1の18ページ、重ねてになりますが、1-(1)-3の異性介助の部分です。ここはそもそも障害女性の方々からの申出で、それは羞恥心に配慮するという人権の確保と、それから、性的虐待の抑止という意味において挙げられた項目だと思います。

その中で、例えばですが、事務局の方から御説明はあったのですが「障害福祉サービスと医療機関での身辺ケアの提供に当たっては、特に女性利用者の意向を踏まえ」と少し内容を限定した、医療機関での身辺ケアという範囲で再提案させていただきたいと思うのですが、もしもそれが難しいということであれば、その理由を御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

石川委員長 それでは、厚生労働省、お願いいたします。

厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課 笠原係員) 厚生労働省です。医政

局の御担当者様、いらっしゃいますでしょうか。

すみません。こちらを確認いたしますので、少々お待ちください。

石川委員長 先に進めつつ御回答をお待ちしたほうがよいぐらいの感じでしょうか。厚生労働省、いかがでしょう。

厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部企画課 笠原係員） そうですね。一旦進めていただければと思います。申し訳ございません。

石川委員長 それでは、北川委員、お願いします。

北川委員 知的障害者福祉協会、北川です。ありがとうございます。

前回発言させていただいたところで、46ページの の1つ目の「地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設においては」というところで、まだ多床部屋がたくさんあって、6,000人ぐらいが相部屋で暮らしているという実態がありますので、ここに「安全に安心して暮らせる住環境を整備し、入所者の意思決定の支援を行い」と入れていただきたいという意見を申し上げましたけれども、そこが難しかった理由を教えてください。

石川委員長 こちらについても、厚生労働省、お願いします。

厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 濱谷係員） 厚生労働省障害福祉課の濱谷と申します。

前回の委員会で頂いた意見についてなのですが、こちらの安心・安全に生活できる住環境の整備というところで、本計画の現行の4 - (3) - 4において同様の趣旨の記載がされているという認識でございますので、こちらで対応させていただくという形になっております。

以上です。

北川委員 それでは、障害福祉課としては、ここには記載されていないけれども、安心・安全な環境の整備の中に、多床部屋を少しでも安心できる環境にするということも意味合いとしては含まれていると考えてよろしいですか。

石川委員長 北川委員、4 - (3) - 4は防犯の箇所ですよ。

北川委員 はい。

石川委員長 なので、そこまで含んだものとして読めるかどうかということも含めて、厚労省の方から御回答いただきたいと思います。こちらもしお時間を頂くということにさせていただいて、安部井委員、お願いいたします。

安部井委員 全国重症心身障害児（者）を守る会の安部井でございます。

1点だけです。18ページの権利擁護の推進に関して、4つ目の で「意思決定支援」の後に括弧書きをして意思決定支援の説明書きのようなことが書いてありますけれども、障害がより重くて意思を表明するというところまでできない人たちもいます。そういう人たちは、支援によって心の中にある意思を表出するという段階にある人も現にいると思います。ですので「表明・表出」というような形で、より重い人たちの意思決定支援にも触れるような書きぶりはいかがかなと思いました。もしできれば「・表出」と入れていただけると

うれしいです。取扱いについては、お任せいたします。

石川委員長 ありがとうございます。

こちらも厚生労働省、いかがでしょうか。

厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 栗原室長補佐） 障害福祉課の栗原です。

基本的に「表明」ということは割と広い言葉の意味合いだと考えておまして、表出も含めて「表明」という言葉の中で支援と考えておりますので、基本的にはこの文言のままをお願いしたいと考えております。

石川委員長 安部井委員、いかがでしょうか。「表明」の中には「表出」も含まれる。したがって、寄り添ってずっと生活をともにした人々が最善の解釈ができた場合も、それは意思の表明として捉えることができるというようなことでいかがでしょうか。

安部井委員 今の御説明の中にありましたように、含まれているということでありましたら、このままで結構でございます。

石川委員長 ありがとうございます。

先ほどの厚生労働省医政局の方は、異性介助の件ともう1点ございましたが、いかがでしょうか。

厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 沼係員） 厚生労働省の沼と申します。

多床室のことで御質問を頂いたと伺いました。4 - (3) - 4のところについては、どうしても防犯に係る観点とか、そういったところでの安全・安心の体制を構築していくことにさせてもらっているのので、例えば、これから個室化、ユニット化も含めて推進していったほうがいいのではないかという御意見だと思うのですが、そこに関しましては、部会の報告書でも、まずは生活実態の把握を進めてからどうしていいか考えていくという方向性でございまして、ここでその推進というところまで書くことはなかなか難しいというお答えになってしまうのですが。

北川委員 分かりました。

石川委員長 北川委員、御理解ありがとうございます。厚労省としても、引き続きぜひ御検討いただきたいと思います。

ほかに御質問、御意見等がございましたら、挙手ボタンを押していただきたいのですが、もしないようであれば、異性介助について、厚労省から御説明いただきたいと思います。

厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部企画課 笠原係員） すみません。お待たせいたしました。厚生労働省障害保健福祉部企画課の笠原と申します。

先ほどの御意見なのですが、御意見の趣旨としましては、記載の障害福祉サービスの提供において、医療機関において行えない理由というところなのか、それとも、医療現場、医療のサービスにおいて、身辺介助等を行ってほしいという御趣旨なのか、お伺いできますでしょうか。

石川委員長 三浦委員、お願いします。

三浦委員長代理 障害福祉サービスの現場と医療機関での身近ケアは、別の場面です。別の場面を想定しています。だから、障害福祉サービスの延長においてのことではないです。

厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部企画課 笠原係員） そうでしたら、担当を代わりまして厚労省医政局の方からお答えさせていただきますので、少々お待ちください。

厚生労働省（医政局看護課 初村課長補佐） すみません。医政局看護課でございます。

御意見としましては、ここでおっしゃっている医療サービスも含めたところでの追記をしてほしいという御要望という私の理解は合っていますか。

三浦委員長代理 ただ、医療サービス全てということではなくて、医療機関における身近ケアです。ここに限定して反映ではいかなものかという質問です。

厚生労働省（医政局看護課 初村課長補佐） なるほど。分かりました。

そこは看護師が行うケアについてということかと思うのですが、女性に限定してということだったと思うのですが、例えば、男性の方であったとしても、異性からのケアが嫌だと思われる方も当然いらっしゃるでしょうし、また、こういった時代の中で、いろいろなジェンダーの問題を抱えていらっしゃる方で、戸籍上は男性かもしれないけれども、女性にされるのが嫌とか、男性にされるのが嫌とか、いろいろな事情もあるかと思しますので、現段階において、女性に限定したという書き方をするとするのはあまりふさわしくないのではないかと看護課としては考えております。

三浦委員長代理 医療機関での身近ケアが入れないというのはどういうことですか。意向は聞けないということですか。

厚生労働省（医政局看護課 初村課長補佐） 我々が所管しているところは看護師のケアのところですので、医療施設におけるということは、また別の課とも相談して検討した上で、ここだけで我々のところ1つで決めるということは難しく、関係各課とも少し相談が必要かなと思っているので、今、直ちに私がそれは取り入れますということは、回答として難しいところです。

三浦委員長代理 分かりました。

石川委員長 内閣府事務局、この件については、厚労省とお互いにかなり時間をかけて検討したという経緯がありますので、事務局の方から何か補足情報はありますでしょうか。

立石参事官 内閣府事務局でございます。

今の委員長の御指摘のとおり、今回、こちらの記載につきましては、厚生労働省さんの方におきましても、非常に「繰り返し」というところを含めて、記載について真摯に御検討いただいたというところだと思っております。

委員からの御指摘は非常に重要な課題と考えておりますので、かつ、色々な検討が必要な問題かとも思っておりますので、厚生労働省においては、この基本計画とは別途に引き

続き御検討を続けられるのではないかと考えておりますので、今回につきましては、厚労省さんにおきましても、非常に真摯に御検討いただいたということで、この記載にさせていただけますと大変ありがたく存じます。

石川委員長 ありがとうございます。

三浦委員、それから、前回、宮本委員とか、ほかの委員からも同様の御意見を頂いておりましたが、明示的には御意見がなくても、同じようにお考えの委員はたくさんいらっしゃると思いますけれども、今回の第5次基本計画の中では、今日お示ししている登録内容が、ぎりぎりここまでという状況かと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

三浦委員長代理 はい。私の方は了承いたします。

石川委員長 医療機関におきましても、今日的な流れとして異性介助をなくしていこうという方向で取組も広がってきているかと思っておりますので、それをさらに進めていただくよう、厚生労働省にはお願いしたいと思っております。

それでは、もしほかに御意見、御質問がないようであれば、取りまとめに入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

障害者基本計画（第5次）の策定に向けた障害者政策委員会意見については、本日をもちまして取りまとめとさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、事務局より事務連絡をお願いしたいと思います。

立石参事官 内閣府事務局でございます。

委員各位におかれましては、第5次障害者基本計画につきまして、本当にこれまで長い間、精力的に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

今後は、本日お取りまとめいただきました御意見につきまして、閣議決定に向けまして文書審査やパブリックコメント等の所要の進めたいと考えてございます。

本日まで長期間にわたり、本当にありがとうございました。

石川委員長 ありがとうございます。

最後に、改正差別解消法の基本方針をまとめましたけれども、その施行準備に向けて事務局をお願いいたします。

基本方針改定案については、年度内の閣議決定に向けて準備を進めているところと承知しております。基本方針が閣議決定されましたら、各省庁や地方公共団体におきまして対応要領や対応指針等の改定作業が行われ、また、事業者においても御準備をしていただけるものと期待しております。

そのために、この施行期日についてですけれども、年度内をめどに施行期日を示す。政令になるかと思っておりますが、それを策定していただきたいと思いますけれども、この点、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

立石参事官 事務局でございます。

御指摘をいただきまして、ありがとうございます。差別解消法に基づく基本方針の改定につきましては、委員の皆様には御連絡したところですが、昨日からパブリックコメントを始めたというところでございます。

また、今、委員長の御指摘の改正法の施行期日の政令につきましては、私ども、政令の制定に向けて一生懸命努力をしております。年度内をめどに制定できるように手続作業を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

石川委員長 よろしく願いいたします。

今期、第5期の障害者政策委員会は、主として次期の障害者基本計画の策定、障害者差別解消法に基づく基本方針の改定、さらには、国連障害者権利委員会の対日審査に向けた政策委員会の見解の取りまとめを行いました。今期はこれまでも増して大変忙しい委員会でありましたけれども、委員の皆様のお力によりまして、無事に任務を果たすことができましたと思います。改めて委員の御尽力に感謝と敬意を表したいと思います。

第5期の障害者政策委員会に御参集いただいた皆様に深く敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、来期以降も政策委員会の中、あるいは外から引き続き御協力、御支援いただきたいと思います。

それでは、これをもちまして、第75回障害者政策委員会を閉会いたします。ありがとうございました。